

奈良県告示第百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

令和元年六月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	名称	所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
	株式会社 ガイア	北葛城郡広陵町みささぎ台 七―一三		居宅介護支援事業 所大地	北葛城郡広陵町みささぎ台 七―一三 谷 口鍼灸接骨院 内	居宅介護支援事業	令和元年五月一日